

議院運営委員会

委員一覧 (25名)

| | | | | | | |
|-----|----|---------|-----|---------|-----|----------|
| 委員長 | 市川 | 一朗 (自民) | 岡田 | 直樹 (自民) | 富岡 | 由紀夫 (民主) |
| 理事 | 岩永 | 浩美 (自民) | 荻原 | 健司 (自民) | 那谷屋 | 正義 (民主) |
| 理事 | 岸 | 宏一 (自民) | 神取 | 忍 (自民) | 林 | 久美子 (民主) |
| 理事 | 山本 | 順三 (自民) | 末松 | 信介 (自民) | 平田 | 健二 (民主) |
| 理事 | 加藤 | 敏幸 (民主) | 中村 | 博彦 (自民) | 水岡 | 俊一 (民主) |
| 理事 | 高嶋 | 良充 (民主) | 二之湯 | 智 (自民) | 浮島 | とも子 (公明) |
| 理事 | 西田 | 実仁 (公明) | 野村 | 哲郎 (自民) | 谷合 | 正明 (公明) |
| | 阿部 | 正俊 (自民) | 尾立 | 源幸 (民主) | | |
| | 秋元 | 司 (自民) | 大久保 | 勉 (民主) | | |

(19. 1. 25 現在)

庶務関係小委員 (15名)

| | | | | | | |
|------|----|---------|-----|---------|-----|---------|
| 小委員長 | 阿部 | 正俊 (自民) | 中村 | 博彦 (自民) | 高嶋 | 良充 (民主) |
| | 岩永 | 浩美 (自民) | 野村 | 哲郎 (自民) | 那谷屋 | 正義 (民主) |
| | 岡田 | 直樹 (自民) | 山本 | 順三 (自民) | 水岡 | 俊一 (民主) |
| | 神取 | 忍 (自民) | 大久保 | 勉 (民主) | 谷合 | 正明 (公明) |
| | 岸 | 宏一 (自民) | 加藤 | 敏幸 (民主) | 西田 | 実仁 (公明) |

(召集日 現在)

図書館運営小委員 (15名)

| | | | | | | |
|------|----|---------|-----|---------|----|----------|
| 小委員長 | 平田 | 健二 (民主) | 岸 | 宏一 (自民) | 加藤 | 敏幸 (民主) |
| | 秋元 | 司 (自民) | 末松 | 信介 (自民) | 高嶋 | 良充 (民主) |
| | 岩永 | 浩美 (自民) | 二之湯 | 智 (自民) | 富岡 | 由紀夫 (民主) |
| | 岡田 | 直樹 (自民) | 山本 | 順三 (自民) | 浮島 | とも子 (公明) |
| | 荻原 | 健司 (自民) | 尾立 | 源幸 (民主) | 西田 | 実仁 (公明) |

(19. 3. 28 現在)

議院運営

(1) 審議概観

第166回国会において本委員会に付託された法律案は、衆議院議院運営委員会提出の3件であり、いずれも可決した。

なお、本委員会に付託された請願はなかった。

〔法律案の審査等〕

国立国会図書館法の一部を改正する法律案は、国立国会図書館の事務の合理化を図るため、国立国会図書館の館長が作成する出版物の目録又は索引について、その提供方法を見直すとともに、出版物を寄贈した発行者等に対して当該出版物が掲載された目録を送付する事務を廃止するものである。

本法律案は、3月27日に衆議院から提出、同日、本委員会に付託され、28日に全会

一致をもって可決された。

国会職員法の一部を改正する法律案は、専門的な知識経験又は優れた識見を有する者の採用の円滑化を図るため、国会職員について、任期を定めた採用に関する事項を定めるものである。

本法律案は、4月26日に衆議院から提出、5月8日、本委員会に付託され、9日に全会一致をもって可決された。

国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の国家公務員の育児短時間勤務制度の創設等に準じて、国会職員について、その小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、育児短時間勤務の制度を設ける等の措置を講ずるものである。

本法律案は、4月26日に衆議院から提出、5月8日、本委員会に付託され、9日に全会一致をもって可決された。

なお、1月25日に、防衛庁の防衛省への移行に伴い所要の規定の整理を行う参議院規則の一部を改正する規則案及び参議院政治倫理審査会規程の一部を改正する規程案について、委員会の審査を省略し、本会議に上程することを決定した。

(2) 委員会経過

○平成19年1月24日(水)(第165回国会閉会後第1回)

- 参議院、国立国会図書館、裁判官弾劾裁判所及び裁判官訴追委員会の平成19年度予定経費要求及び平成18年度予定経費補正要求(第1号)に関する件について決定した。
-

○平成19年1月25日(木)(第1回)

- 一、外交防衛委員長及び文教科学委員長の辞任及びその補欠選任について決定した。
- 一、災害対策特別委員会、沖縄及び北方問題に関する特別委員会、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会、北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会、政府開発援助等に関する特別委員会及び日本国憲法に関する調査特別委員会を設置し、委員の会派割当をそれぞれ次のとおりとすることに決定した。

災害対策特別委員会

自由民主党10人、民主党・新緑風会7人、公明党2人、日本共産党1人 計20人
沖縄及び北方問題に関する特別委員会

自由民主党9人、民主党・新緑風会7人、公明党2人、日本共産党及び社会民主党・護憲連合各1人 計20人

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

自由民主党16人、民主党・新緑風会13人、公明党3人、日本共産党、社会民主党・護憲連合及び国民新党各1人 計35人

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

自由民主党10人、民主党・新緑風会7人、公明党2人、日本共産党1人 計20人
政府開発援助等に関する特別委員会

自由民主党14人、民主党・新緑風会10人、公明党3人、日本共産党、社会民主党・
護憲連合及び国民新党各1人 計30人

日本国憲法に関する調査特別委員会

自由民主党16人、民主党・新緑風会12人、公明党4人、日本共産党、社会民主党・
護憲連合及び国民新党各1人 計35人

- 一、次の構成により庶務関係小委員会及び図書館運営小委員会を設置することを決定した
後、それぞれ小委員及び小委員長を選任した。

自由民主党8人、民主党・新緑風会5人、公明党2人 計15人

なお、各小委員の変更の件については、委員長に一任することに決定した。

- 一、参議院規則の一部を改正する規則案（市川一朗君外6名発議）の委員会の審査を省略し、本日の本会議に上程することに決定した。
- 一、参議院政治倫理審査会規程の一部を改正する規程案（市川一朗君外6名発議）の委員会の審査を省略し、本日の本会議に上程することに決定した。
- 一、常任委員会合同審査会規程の一部改正に関する件について決定した。
- 一、外国派遣議員の報告書を本委員会の会議録に掲載することに決定した。
- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成19年1月26日（金）（第2回）

- 一、本会議における内閣総理大臣外3国務大臣の演説に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、日取り 1月30日及び31日

ロ、時 間 自由民主党50分、民主党・新緑風会80分、公明党30分、日本共産党及び
社会民主党・護憲連合各10分

ハ、人 数 自由民主党及び民主党・新緑風会各3人、公明党、日本共産党及び社会民主党・
護憲連合各1人

ニ、順 序 1 民主党・新緑風会 2 自由民主党 3 公明党 4 民主党・新緑風会
5 自由民主党 6 民主党・新緑風会 7 自由民主党 8 日本共産党
9 社会民主党・護憲連合

- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成19年1月30日（火）（第3回）

- 一、事務総長から副議長の辞任願に関する報告を聴いた。
- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成19年1月31日（水）（第4回）

- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成19年2月6日（火）（第5回）

- 一、地方交付税法等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取しないことに決定した。
- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成19年2月14日（水）（第6回）

- 一、国土審議会特別委員の推薦について決定した。
- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成19年2月21日（水）（第7回）

- 一、次の件について林内閣府副大臣、武見厚生労働副大臣及び望月国土交通副大臣から説明を聴いた後、同意を与えることに決定した。
 - イ、国家公安委員会委員の任命同意に関する件
 - ロ、公益認定等委員会委員の任命同意に関する件
 - ハ、労働保険審査会委員の任命同意に関する件
 - ニ、中央社会保険医療協議会委員の任命同意に関する件
 - ホ、航空・鉄道事故調査委員会委員長及び同委員の任命同意に関する件
- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成19年3月9日（金）（第8回）

- 一、荒井正吾君の議員辞職を許可することに決定した。
- 一、中央選挙管理会委員及び同予備委員の指名について決定した。
- 一、平成十九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案及び所得税法等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。
 - イ、時 間 民主党・新緑風会15分
 - ロ、人 数 1人
- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成19年3月14日（水）（第9回）

- 一、本会議における平成十九年度地方財政計画についての総務大臣の報告とともに、地方税法の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案についてその趣旨の説明を聴取することとし、これらに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。
 - イ、時 間 民主党・新緑風会15分
 - ロ、人 数 1人
- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成19年3月16日（金）（第10回）

- 一、特別会計に関する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会15分

ロ、人 数 1人

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成19年3月23日(金)(第11回)

一、雇用保険法等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会15分

ロ、人 数 1人

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成19年3月26日(月)(第12回)

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成19年3月28日(水)(第13回)

一、国立国会図書館法の一部を改正する法律案(衆第10号)(衆議院提出)を可決した。

(衆第10号)賛成会派 自民、民主、公明

反対会派 なし

一、参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件について決定した。

一、国立国会図書館組織規程の一部改正を承認することに決定した。

一、国立国会図書館職員定員規程の一部改正を承認することに決定した。

一、国立国会図書館長黒澤隆雄君の辞任を承認することに決定した。

一、国立国会図書館長に長尾真君を任命することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成19年3月29日(木)(第14回)

一、次の件について鈴木内閣官房副長官、平沢内閣府副大臣、林内閣府副大臣、大村内閣府副大臣、水野法務副大臣及び富田財務副大臣から説明を聴いた後、同意を与えることに決定した。

イ、会計検査院情報公開・個人情報保護審査会委員の任命同意に関する件

ロ、食品安全委員会委員の任命同意に関する件

ハ、原子力安全委員会委員の任命同意に関する件

ニ、情報公開・個人情報保護審査会委員の任命同意に関する件

ホ、地方分権改革推進委員会委員の任命同意に関する件

ヘ、公認会計士・監査審査会会長及び同委員の任命同意に関する件

ト、預金保険機構監事の任命同意に関する件

チ、中央更生保護審査会委員の任命同意に関する件

リ、日本銀行政策委員会審議委員の任命同意に関する件

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成19年4月11日(水)(第15回)

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成19年4月13日（金）（第16回）

- 一、国際刑事裁判所に関するローマ規程の締結について承認を求めるの件及び国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会15分、公明党10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成19年4月16日（月）（第17回）

- 一、日本国憲法の改正手続に関する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 自由民主党10分、民主党・新緑風会15分、公明党10分、日本共産党及び社会民主党・護憲連合各5分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成19年4月18日（水）（第18回）

- 一、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会15分

ロ、人 数 1人

- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成19年4月20日（金）（第19回）

- 一、産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律案及び企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 自由民主党10分、民主党・新緑風会15分、公明党10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成19年4月25日（水）（第20回）

- 一、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 自由民主党10分、民主党・新緑風会15分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

- 一、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会15分

ロ、人 数 1人

- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成19年4月27日(金)(第21回)

- 一、少年法等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会15分

ロ、人 数 1人

- 一、株式会社日本政策金融公庫法案及び株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会15分

ロ、人 数 1人

- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成19年5月9日(水)(第22回)

- 一、国会職員法の一部を改正する法律案(衆第21号)(衆議院提出)を可決した。

(衆第21号)賛成会派 自民、民主、公明

反対会派 なし

- 一、国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第22号)(衆議院提出)を可決した。

(衆第22号)賛成会派 自民、民主、公明

反対会派 なし

- 一、育児短時間勤務国会職員等についての国会職員の給与等に関する規程等の特例に関する規程の制定に関する件について決定した。

- 一、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 自由民主党10分、民主党・新緑風会15分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成19年5月11日（金）（第23回）

一、株式会社商工組合中央金庫法案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会15分

ロ、人 数 1人

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成19年5月14日（月）（第24回）

一、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会15分

ロ、人 数 1人

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成19年5月16日（水）（第25回）

一、地方公営企業等金融機構法案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会15分

ロ、人 数 1人

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成19年5月18日（金）（第26回）

一、ちゅらの会を立法事務費の交付を受ける会派と認定した。

一、雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会15分

ロ、人 数 1人

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成19年5月21日（月）（第27回）

一、学校教育法等の一部を改正する法律案、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案、日本国教育基本法案、教育職員の資質及び能力の向上のための教育職員免許の改革に関する法律案、地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案及び学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 自由民主党10分、民主党・新緑風会15分、公明党10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成19年5月23日(水)(第28回)

一、イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時間 民主党・新緑風会15分

ロ、人数 1人

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成19年5月25日(金)(第29回)

一、更生保護法案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時間 民主党・新緑風会15分

ロ、人数 1人

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成19年5月30日(水)(第30回)

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成19年6月1日(金)(第31回)

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成19年6月4日(月)(第32回)

一、日本年金機構法案及び国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時間 自由民主党10分、民主党・新緑風会15分、公明党10分

ロ、人数 各派1人

ハ、順序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成19年6月6日(水)(第33回)

一、地方公共団体の財政の健全化に関する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時間 民主党・新緑風会15分

ロ、人数 1人

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成19年6月8日(金)(第34回)

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成19年6月11日（月）（第35回）

- 一、国家公務員法等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 自由民主党10分、民主党・新緑風会15分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成19年6月13日（水）（第36回）

- 一、公認会計士法等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会15分

ロ、人 数 1人

- 一、本会議において国際問題に関する調査会、経済・産業・雇用に関する調査会及び少子高齢社会に関する調査会の報告を聴取することに決定した。

- 一、ワーク・ライフ・バランスの推進に関する決議案（広中和歌子君外8名発議）の委員会の審査を省略することに決定した。

- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成19年6月15日（金）（第37回）

- 一、本会議において政府開発援助等に関する特別委員会の中間報告を聴取することに決定した。

- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成19年6月20日（水）（第38回）

- 一、次の件について大村内閣府副大臣、田村総務副大臣、遠藤文部科学副大臣、武見厚生労働副大臣及び望月国土交通副大臣から説明を聴いた後、同意を与えることに決定した。

イ、公正取引委員会委員長及び同委員の任命同意に関する件

ロ、証券取引等監視委員会委員長及び同委員の任命同意に関する件

ハ、預金保険機構理事の任命同意に関する件

ニ、電気通信事業紛争処理委員会委員の任命同意に関する件

ホ、公害等調整委員会委員長及び同委員の任命同意に関する件

ヘ、日本放送協会経営委員会委員の任命同意に関する件

ト、宇宙開発委員会委員の任命同意に関する件

チ、労働保険審査会委員の任命同意に関する件

リ、中央社会保険医療協議会委員の任命同意に関する件

ヌ、社会保険審査会委員の任命同意に関する件

ル、航空・鉄道事故調査委員会委員の任命同意に関する件

- 一、国会議員の資産等の公開に関する規程の一部改正に関する件について決定した。

- 一、地方制度調査会委員の推薦について決定した。
- 一、外交防衛委員長田浦直君解任決議案（柳田稔君外5名発議）の委員会の審査を省略することに決定した。
- 一、文教科学委員長狩野安君解任決議案（佐藤泰介君外5名発議）の委員会の審査を省略することに決定した。
- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成19年6月29日（金）（第39回）

- 一、厚生労働大臣柳澤伯夫君問責決議案（輿石東君外17名発議）の委員会の審査を省略することに決定した。
- 一、内閣総理大臣安倍晋三君問責決議案（輿石東君外10名発議）の委員会の審査を省略することに決定した。
- 一、厚生労働委員長鶴保庸介君解任決議案（津田弥太郎君外10名発議）の委員会の審査を省略することに決定した。
- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成19年7月5日（木）（第40回）

- 一、元内閣総理大臣故宮澤喜一君に対し、院議をもって弔詞をささげることについて決定した。
- 一、外国派遣議員の報告書を本委員会の会議録に掲載することに決定した。
- 一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件の継続審査要求書を提出することに決定した。
- 一、閉会中における本委員会所管事項の取扱いについてはその処理を委員長に、小委員会所管事項の取扱いについてはその処理を小委員長にそれぞれ一任することに決定した。
- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

庶務関係小委員会

○平成19年1月24日（水）（第165回国会閉会後第1回）

- 参議院の平成19年度予定経費要求及び平成18年度予定経費補正要求（第1号）に関する件について協議決定した。

図書館運営小委員会

○平成19年1月24日（水）（第165回国会閉会後第1回）

- 国立国会図書館の平成19年度予定経費要求及び平成18年度予定経費補正要求（第1号）に関する件について協議決定した。
-

○平成19年3月28日（水）（第1回）

○次の件について協議決定した。

- イ、国立国会図書館法の一部改正に関する件
- ロ、国立国会図書館組織規程の一部改正に関する件
- ハ、国立国会図書館職員定員規程の一部改正に関する件
- ニ、東洋文庫との支部図書館契約の解消に関する件

（3）議案の要旨

○成立した議案

国立国会図書館法の一部を改正する法律案（衆第10号）

【要旨】

本法律案の内容は、次のとおりである。

一、全国書誌の提供方法の変更

館長が出版を行うものとされている全国書誌（日本国内で刊行された出版物の目録又は索引）の提供方法を変更する。

二、全国書誌の送付事務の廃止

国立国会図書館に出版物を寄贈した発行者又は出版物を遺贈した発行者の相続人に対して当該出版物を登載した全国書誌を送付する事務を廃止する。

三、施行期日等

- 1 この法律は、平成19年4月1日から施行する。ただし、全国書誌の提供方法の変更は、同年7月1日から施行する。
- 2 平成19年3月31日までに国立国会図書館が発行者から寄贈又は遺贈を受けた出版物に係る全国書誌の送付については、なお従前の例による。

国会職員法の一部を改正する法律案（衆第21号）

【要旨】

本法律案は、専門的な知識経験又は優れた識見を有する者の採用の円滑化を図るため、国会職員について、任期を定めた採用に関する事項を定めるもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一、各本属長は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、任期を定めて国会職員を採用することができる。
- 二、各本属長は、一によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、両議院の議長が協議して定める場合に該当するときであって、当該専門的な知識経験を有する者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、任期を定めて国会

職員を採用することができる。

三、一及び二により採用される国会職員の任期及び任用の制限については、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の適用を受ける職員の例による。

四、一、二及び三は、各議院事務局の議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事及び常任委員会専門員並びに国立国会図書館の専門調査員並びに非常勤の職員の採用については、適用しない。

五、この法律は、平成20年4月1日から施行する。

国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第22号)

【要旨】

本法律案は、一般職の国家公務員の育児短時間勤務制度の創設等に準じて、国会職員について、その小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、育児短時間勤務の制度を設ける等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、国会職員は、本属長の承認を受けて、当該国会職員の小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、育児短時間勤務をすることができる。

二、1人の育児短時間勤務国会職員が占める職に、他の1人の育児短時間勤務国会職員を任用することを妨げない。

三、育児短時間勤務国会職員の後補充のため、任期付短時間勤務国会職員(非常勤)を任用することができる。

四、部分休業の対象となる子を小学校就学の始期に達するまでの子とし、部分休業の名称を育児時間とする。

五、この法律は、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。